課題① 博士課程
－RA経費の記載の例

資料2-1

■ 第3期科学技術基本計画（2006年3月、閣議決定）

④ 博士課程在学者への経済的支援の拡充

優れた資質や能力を有する人材が、博士課程（後期）進学に伴う経済的負担を過度に懸念することなく進学できるようにすることは、優れた研究者を確保する観点から必要であるとともに、博士号取得者の多様なキャリアパスの拡大に資する。

このため、大学院生の約４割が生活費相当分の支援を受けているとされる米国を参考とし、博士課程（後期）在学者を対象とした経済的支援を拡充する。具体的には、優秀な人材を選抜するという競争性を十分確保しつつ、フェローシップの拡充や競争的資金におけるリサーチアシスタント等としての支給の拡大等により、博士課程（後期）在学者の２割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す。また、人材育成の観点からも重要な役割を果たすことが期待される奨学金貸与事業については、事業の健全性を確保しつつ、各大学からの適切な推薦に基づき、特に優れた業績をあげた者に対して返還免除を行う制度の効果的な運用を推進する。さらに、個々の学生が進路選択に当たり、博士課程（後期）受験前など可能な限り早い時期に、経済的支援が受けられるか否かを判断しうるよう適切な措置を講じる。

■ 第5期科学技術基本計画（2016年1月、閣議決定）

ⅲ）大学院教育改革の推進

科学技術イノベーションを担う人材の質を高める上で、大学院教育が果たす役割は大きい。特に、大学院教育を通じて、高度な専門的知識と倫理観を基盤に自ら考え行動し、新たな知及びそれに基づく価値を創造し、グローバルに活躍する高度な博士人材について、産学官の連携の下で育成することが求められている。

このため、大学と産業界等との協働による大学院教育改革を推進する。博士課程を有する大学においては、博士号取得者の質を保証するための取組を実施するとともに、産業界との協働による教育プログラムの開発、教職員が社会の多様な場で経験を積む機会の充実、企業等の研究者・技術者等に対する博士課程教育の充実といった取組を進めることが求められ、国はその促進を図る。

また、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士課程（後期）学生に対する経済的支援を充実する。大学及び公的研究機関等においては、ティーチングアシスタント（ＴＡ）、リサーチアシスタント（ＲＡ）等としての博士課程（後期）学生の雇用の拡大と処遇の改善を進めることが求められる。国は、各機関の取組を促進するとともに、フェローシップの充実等を図る。これにより、「博士課程（後期）在籍者の２割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」との第３期及び第４期基本計画が掲げた目標についての早期達成に努める。

さらに、大学院教育改革を強力に進めるため、国は、世界最高水準の教育力と研究力を備え、文理融合分野など異分野の一体的教育や我が国が強い分野の最先端の教育を推進する大学院形成のための制度を創設し、推進を図る。

また、以上のような取組を中心に、第５期基本計画期間中における大学院教育改革の方向性と体系的・集中的な取組を明示した計画を策定し推進する。

※強調は事務局にて付記したもの。

課題① 博士課程
－RA経費の記載の例

■ 日本学術振興会特別研究員―DC 募集要項（2020年2月）

8．研究奨励金

２０２１年度の支給予定額は以下のとおりです。なお、研究奨励金の額については変更することがあります。

（1） 特別研究員-DC１：月額200,000円

（2） 特別研究員-DC２：月額200,000円

■ JST CREST・さきがけ・ACT-X 募集要項（2020年4月）

（注）博士課程（後期）学生をRAとして雇用する際の留意点

- 給与水準を年額では200万円程度、月額では17万円程度とすることを推奨しますので、それを踏まえて研究費に計上してください。
- 具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にてご判断いただきます。上記の水準以上または以下での支給を制限するものではありません。
- 他制度にて、奨学金やRAとしての給与の支給を受けている場合でも、他制度及び研究機関で支障がなくJSTにおける業務目的との重複がなければ、従事時間に基づく経費の按分が可能であることを前提に複数資金を受給することも可能です。

■ 科研費ハンドブック（研究機関用）（2019年9月）

【Q4456】大学院生をリサーチアシスタント（RA）として雇用し、科研費の研究補助業務に従事させることは可能でしょうか？

【A】科研費の研究課題に必要な実験補助や研究資料の収集等に従事させるために、大学院生を研究協力者（リサーチアシスタント）として雇用し、給与や謝金を支給することは可能です。各研究機関において、雇用に必要な手続を行ってください。

なお、この場合、研究協力者としての「業務への対価」として認められるものであって、大学院生への奨学金のようなものは認められません。

■ JST OPERA 委託研究事務処理説明書（2020年4月）

６．「人件費・謝金」に関する留意事項について

（１）博士課程（後期）学生をＲＡとして雇用する際の留意点

共通版の記載内容	大学等：　　３６ページ
①博士課程（後期）学生の処遇の改善について 「a.【博士課程(後期)学生をＲＡとして雇用する際の留意点】」の箇所	

博士課程(後期)在学者については、少なくとも以下の例示（参考）と遜色ない処遇を行うことによって優秀な学生を確保することを要件としています。したがって、給与単価を年額では300万円程度、月額では25万円程度とすることを推奨しますので、これを踏まえて直接経費に計上してください。

具体的な支給額、支給期間等については研究機関にて判断してください。なお、上記水準以下での支給を制限するものではありません。

※強調は事務局にて付記したもの。

課題① 博士課程
– RA経費の記載の例

■ 内閣府SIP第2期 「IoT社会に対応したサイバー・フィジカル・セキュリティ」に係る実証と成果普及の戦略調査に係る公募要領（2020年5月）

（６）博士課程後期（学生）のRA（リサーチアシスタント）等への雇用

第３期、第４期及び第５期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士課程（後期）学生に対する経済的支援を充実すべく、「博士課程（後期）在籍者の２割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」ことが数値目標として掲げられています。

内閣府　科学技術基本計画

https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index5.html

本プロジェクトにおいても、博士課程後期（学生）のRA（リサーチアシスタント）等の研究員登録が可能であり、本プロジェクトにて、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本プロジェクトを通じて知り得る秘密情報を取り扱う博士課程後期（学生）は、NEDOと契約を締結する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があり、本プロジェクトに直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

■ 総務省SCOPE 提案要領（2020年1月）

（２）学生の参画機会の積極的な提供

大学等において学生が受託研究に参加することの規定が整備されている場合、民間企業等との共同研究に大学院生が研究分担者として参画が可能です。ただし、以下の項目について御確認願います。

① 大学院生の参加について、委託契約に定める研究責任者の了解が得られていること。

② 大学等の規定で定められた雇用契約書や労働条件通知書又は同等の雇用関係書類により、SCOPEの研究開発に従事することを証明できるようにすること。

③ 学業そのものやSCOPE以外の活動等に対する人件費等の充当は、経費支払いの対象とならないので注意すること。

④ 額の確定の際、月報や業務報告書、当該研究者本人に対するヒアリング、当該研究者本人の研究ノート等の確認を行うことにより、従事状況の適正性を検証する場合がある点に留意すること。

■ NEDO 委託／補助・助成業務 Q&A（2019年7月）

（学生の委託事業とのかかわりについて）　委託　補助・助成

Q5－25：学生については、研究員としてNEDO事業に参画する事により、実践的な人材育成が十分になされるものと期待されるので、旅費などの必要経費を支給できないのですか。

A. まず、研究補助者として学業に影響がない範囲で、学生を雇用することは可能です。従って、当該業務の補助員として雇用されているのであれば、必要な研究消耗品等の経費は執行することができます。旅費についても、登録研究員に随行するというケースであれば、補助員に対する旅費の

※強調は事務局にて付記したもの。

課題① 博士課程
－RA経費の記載の例

（参考）関連動向（総合科学技術・イノベーション会議における議論）

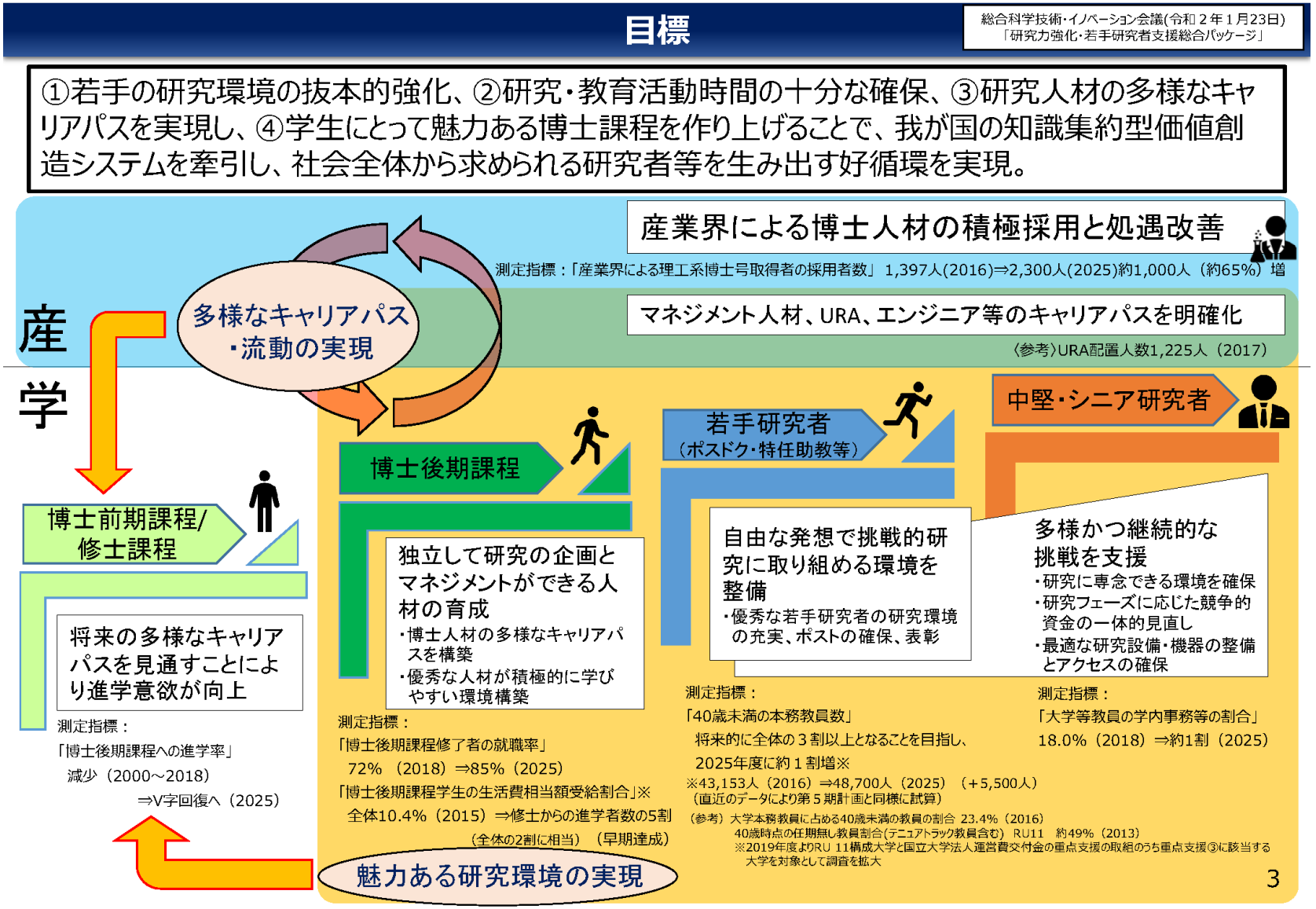

課題① 博士課程
– RA経費の記載の例

（参考）関連動向（総合科学技術・イノベーション会議における議論）

進捗状況と今後の方向性

総合科学技術・イノベーション会議(令和２年７月16日)
「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」の進捗状況

「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」に基づき、着実に取り組みを推進。

⇒ 科学技術・イノベーション基本計画に反映し、計画期間（～2025年度）中に確実に**これらの取り組みを実施**し、我が国の研究力のＶ字回復につなげる。

博士後期課程学生の処遇向上

海外と同様に、博士を目指す学生は「研究者」としても扱われるべきという発想の転換が必要。博士後期課程学生の研究活動に対する適正な対価の支払いを当たり前にするとともに、生活面での心配をすることなく研究に打ち込めるよう、国を挙げて支援を実施・加速化

- ◆ 博士後期課程学生に対する**フェローシップとキャリアパス確保**を一体として実施する大学への**支援策を検討**（2020年度中）
- ◆ 多様な財源により、**学内奨学金や特別研究員（DC）等**の充実を促進（2019年度～）
- ◆ **競争的研究費におけるRA支援を標準化**(2020年度中に各制度ごとに検討)、**企業との共同研究におけるRA支援を促進**(2020年度～)

博士後期課程学生の経済的支援の有無

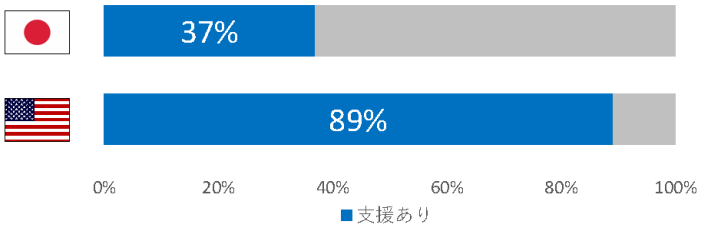

※ 文科省及びNSFのデータを元に内閣府にて作成。日米比較のため、日本のデータから貸与型奨学金は除いている。

博士後期課程学生の平均受給額/年

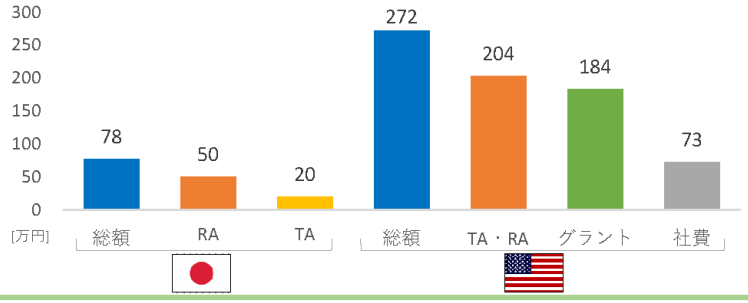

※強調は事務局にて付記したもの。

課題① 博士課程
－RA経費の記載の例

（参考）関連動向（総合科学技術・イノベーション会議における議論）

■ 研究力強化及び若手研究者支援に向けた提言（2020年7月、有識者議員）

1995 年に制定された科学技術基本法は、第 201 回国会において 25 年ぶりに抜本改正され、名称は「科学技術・イノベーション基本法」に改定された。これに伴い、５期にわたって策定されてきた基本計画も次期から「科学技術・イノベーション基本計画」と改める。本有識者ペーパーは、次期基本計画に盛り込むべき最も重要な施策の一つが次世代の人材の育成であるとの意識の下、総合科学技術・イノベーション会議の提言を記すものである。

２．今後の方向性と具体的施策

上記の問題意識を踏まえ、産学官を挙げて、博士後期課程の教育の在り方、博士人材の多様なキャリアパス、研究資金・時間を確保し研究に打ち込める魅力的な環境づくりを検討し、更なる博士人材の活躍を促進していくべきである。具体的には、以下の施策を講ずるべきである。

（１）今後、取組を大幅に加速すべき事項

（博士後期課程学生の処遇向上と安定的な研究開発資金の確保）

【博士後期課程学生の処遇向上】 我が国の将来を支える若者が、夢と期待を持って博士後期課程に進み、若手研究者として自由で挑戦的な研究を行えるよう、大学等における研究補助者（RA）の給与水準の見直しや授業料減免を含む組織的取組の推進など、研究分野によらず優秀で意欲的な博士後期課程学生が支援される仕組みの充実を図る。

また、諸外国を参考にして、我が国では、競争的研究費や産学共同研究費の一定割合を博士後期課程学生への RA・TA 支援に充てることを義務化するとともに、国費によってフェローシップの普及を支援し、博士後期課程進学者のインセンティブを高める。

加えて、競争的資金や産学共同研究費の獲得等が難しい分野であっても処遇の向上が図られるよう、特別研究員制度や大学等からのフェローシップをはじめとする既存の制度・奨学金の充実を図る。

※強調は事務局にて付記したもの。